

健康長寿代謝学演習Ⅰ（国内学会発表）の単位認定に関する要領

（趣旨）

第1条 この要領は、医学教育部の健康寿命の延伸を目指した研究者養成コースにおいて開講する健康長寿学演習Ⅰ（以下「演習Ⅰ」という。）の単位認定に関し必要な事項を定める。

（科目の概要）

第2条 演習Ⅰでは、日本国内で開催される学会、大学等のアカデミアが主催する（民間主催のものを除く。）学会、講演会、シンポジウム等の学術集会（以下「学術集会」という。）での口頭又はポスター発表を単位として認定する。

（単位数の付与）

第3条 演習Ⅰでは、発表した学術集会の種類に応じ、次に掲げるとおり最大2単位までの単位を付与する。ただし、単位を付与できる学術集会の判定については、科目主任教員が行う。

- (1) 全国的な学術集会で行う発表は、演題抄録の筆頭著者としての口頭又はポスター発表を伴う出席1回につき最大2単位を付与する。
 - (2) 地域的な学術集会（地方会など）で行う発表は、演題抄録の筆頭著者としての口頭又はポスター発表を伴う出席1回につき最大1単位を付与する。
- 2 付与する単位数の基準については、前項各号に掲げる学術集会の開催日数に応じ、次の表に掲げるとおりとする。

学術集会の種類	単位計算方法	単位数算定の具体例
全国的な学術集会	・学術集会の開催日数のうち、半日（約5時間）ごとに単位数を1/3付与する。	・1日開催の場合：2/3 ・2日開催の場合：4/3 ・3日以上開催の場合：2
地域的な学術集会	・学術集会の開催日数のうち、半日（約5時間）ごとに単位数を1/6付与する。	・1日開催の場合：1/3 ・2日開催の場合：2/3 ・3日以上開催の場合：1

*備考

- (ア) 原則として、学術集会への3日間の参加をもって、規定の最大単位数を付与する。その根拠は、医学教育部における講義及び演習科目では15時間の授業をもって1単位と規定しており、通常の学術集会は、午前8時から午後6時頃までプログラムが組まれていることから、3日間の学術集会の出席により、約30時間分の授業の受講に相当する学修ができると考えられるからである。
- (イ) 学術集会がオンライン開催のみの場合は、実際に参加した日数のみで計算すること。
- (ウ) 学術集会が現地及びオンライン開催によるハイブリッド開催の場合で、オンデマンド配信による期間が設けられているときは、当該期間は開催日数に含めず、現地開催された日数のみで計算すること。
- (エ) 上記規定に合わない学術集会の出席に関する単位数については科目主任教員が決める物とする。

(申請)

第4条 学生が演習Ⅰの単位を修得しようとするときは、原則として発表を行った当該年度中に、次の各号に掲げる書類を医薬保健学系事務課医学事務チーム教務担当（大学院担当）（以下「教務担当」という。）に提出しなければならない。

- (1) 単位申請書(別記様式第1)
- (2) 学術集会の参加証の写し
- (3) 本人の発表が記載されたプログラム一覧
- (4) 当該学生が筆頭発表者として記載された抄録の写し
- (5) 単位申請に関する申立書(別記様式第2)（参加証の写し等申請に必要な書類を紛失した場合やオンライン参加した場合などに提出すること。）

2 単位申請の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 申請する学生が筆頭発表者であること
- (2) 申請する学生の所属が熊本大学であること。ただし、申請する学生の所属が本学以外の場合、共同演者に指導教員が含まれていること。
- (3) 原則対面参加であること。ただし、オンライン参加の場合は、前項第5号に規定する申立書を提出すれば、申請を受け付けることとする。

(審査)

第5条 科目担当教員は、教務担当に提出のあった申請書類を審査し、及び申請された単位数を第3条第2項に規定する単位換算表にしたがって算定する。

(単位認定)

第6条 科目担当教員は、前条で算定した単位数に基づき、単位認定を行い、教務担当に報告する。この場合において、2単位を付与することになった場合は、成績判定を併せて行う。

2 前項の規定により、単位認定された単位数は、2単位を満たすまで、年度を跨いで、累積することができる。過去累積した単位数を合計して、2単位を満たした場合、科目担当教員は、単位認定及び成績判定を行う。

附 則

- 1 この要領は、令和6年5月29日から実施する
- 2 令和6年度に限り、第4条第1項の規定にかかわらず、学生は、過去参加した学術集会の申請を行うことができる。